

福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市水道水源かん養事業基金要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数以内において市長が委嘱する。

- (1) 市民 3名
- (2) 学識経験者等 2名
- (3) 市職員 3名

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から2年とする。ただし、任期中であっても、本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、市長は補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務所管)

第6条 運営委員会の庶務は、水道局計画部流域連携課において行う。

(委任)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別途市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成9年8月1日から施行する。

2 平成9年度委嘱された委員の任期については、第3条の規定にかかわらず平成10年度末までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。